大学共同利用機関法人自然科学研究機構基金事業室規則

令和 4 年 1 2 月 2 2 日 自 機 規 則 第 4 2 号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則(平成16年 通則第1号)第18条の10の規定に基づき、基金事業室の組織及び運営等について定 めることを目的とする。

(業務)

- 第2条 基金事業室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 自然科学研究機構基金の受入れ、管理及び運用に関すること。
 - 二 自然科学研究機構基金の連絡及び調整に関すること。
 - 三 その他自然科学研究機構基金に関すること。

(組織)

第3条 基金事業室は、室長及び室員をもって組織する。

(室長)

- 第4条 室長は,基金事業室の業務を総括し,機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。
- 2 室長に事故があるときは、あらかじめ室長の指名する者が、その職務を代理する。 (室員)
- 第5条 室員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が任命する。
 - 一 事務局研究協力課長
 - 二 事務局の事務職員 若干名
 - 三 その他室長が必要と認めた者 若干名

(任期)

- 第6条 前条第2号及び第3号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、他の室員の任期の途中に新たに任命された室員の任期は、 他の室員の任期満了の日までとする。

(庶務)

第7条 基金事業室の庶務は、第5条第2号の室員において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、基金事業室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。